

3月18日は 合志市長選挙 の投票日です

投票時間は、
午前7時から
午後7時まで
第2、第5投票所は午後6時まで
市ホームページ「選挙」コーナー
<http://www.city.koshi.lg.jp/>



任期満了に伴う合志市長選挙を行ないます。
市民の皆さんの大切な一票を投じてください。
※3月11日(日)の告示日に立候補届出のあった候補者が1人である時は、投票は行ないません。

投票所入場券

3月12日(月)から郵送予定です。
ただし、3月11日の立候補届出を午後5時で締め切り、その時点で立候補者が1人で無投票となった場合には、発送しません。
投票が行なわれる場合は、3月12日から期日前投票所が開設されます。その場合、市の防災行政無線でご案内します。

選挙公報

投票日の2日前頃に各新聞朝刊で折り込み配布する予定です。
ただし、立候補者が1人で無投票となった場合は、発行しません。

公営ポスター掲示場

3月11日の告示日までにポスター掲示場を設置します。
ただし、立候補者が1人で無投票となった場合は、3月15日以降、速やかに撤去します。
※無投票の場合、3月12日～14日の期間は、無投票となったことのお知らせチラシを掲示します。

●問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局（合志庁舎 総務課内） ☎248-1112

ひとり親家庭のための就労支援

▼申し込み・問い合わせ先 子育て支援課（西合志庁舎）
☎(242)1159

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修業が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。
●対象 次の全ての要件を満たす人
・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
・養成機関で1年以上のカリキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれる人
・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人
●対象資格
看護師、保育士など33資格

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業につながるような講座を受講した場合、受講後に受講経費の一部を支給する給付金です。
●対象 次の全ての要件を満たす人
・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人
●指定対象講座
雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
●支給額
支払った入学金、受講料の合計額の60%に相当する額を支給。ただし上限20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給しません。
※ハローワークから教育訓練の給付を受けている場合は、その金額を差し引いた金額を支給します。
※受講開始前に申請し、講座の指定を受けなければ支給を受けることはできません。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修業が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。
●対象 次の全ての要件を満たす人
・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
・養成機関で1年以上のカリキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれる人
・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人
●対象資格
看護師、保育士など33資格

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業につながるような講座を受講した場合、受講後に受講経費の一部を支給する給付金です。
●対象 次の全ての要件を満たす人
・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人
●指定対象講座
雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
●支給額
支払った入学金、受講料の合計額の60%に相当する額を支給。ただし上限20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給しません。
※ハローワークから教育訓練の給付を受けている場合は、その金額を差し引いた金額を支給します。
※受講開始前に申請し、講座の指定を受けなければ支給を受けることはできません。

県内初の環状交差点、通行に注意してください

竹迫地区に開発中の大型複合商業施設内の道路に、環状交差点（ラウンドアバウト）が設置されます。一般的な交差点と通行ルールが違いますので、歩行者に注意し、安全な速度と方法で通行してください。



- 環状交差点を通行するときは？
あらかじめできる限り道路の左端に寄り、右からの車両などに十分注意し、徐行して進入してください。交差点内は、右回り（時計回り）に通行し、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。
- 車両の優先関係は？
環状交差点では、環状交差点内を通行している車両などが優先です。交差点内を通行する車両などの進行を妨げてはいけません。
- 方向指示器での合図はいつ出すの？
交差点を出るときは、出ようとする地点の一つ前の出口を通過後、必ず左の方向指示器で合図しなければなりません。（交差点に進入するときは合図の必要はありません）

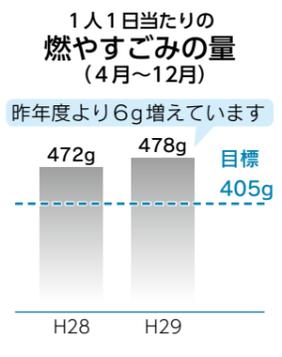


※この交差点は、3月末供用開始予定です。

●問い合わせ先 交通防災課（合志庁舎） ☎248-1555

環境 通信

燃やすごみの量を減らしましょう



本年度4～12月までの1人1日当たりの燃やすごみの量は、昨年度同時期の472gから6g増えました。しかし、先月の結果から5gは減っています。引き続き燃やすごみの減量の取り組みをお願いします。
また年度末は引っ越しなどでごみが多く出されたりします。本や雑誌・衣類などの資源になるものは、燃やすごみではなく、資源物の日に出しましょう。資源物の日は、市のごみ収集予定表で確認してください。

引っ越しときは 飼い犬の住所も変えましょう

3月から4月は引っ越しのシーズンです。飼い犬は市町村への登録が法律で義務付けられており、犬の住所が変

▼問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎)
☎(248)12002

深夜の営業は周辺住民に配慮を

多くの人が睡眠を取る深夜は回りが静かになるため、事業所の営業に伴って発生する騒音が際立つようになり、周辺住民の安眠を妨げるなど問題を引き起こすことがあります。
深夜の時間帯は、特に静かで穏やかな状態が必要な時間帯です。事業者の皆さんも地域の一員です。店舗から外部に音が漏れないよう心掛け、周辺の生活環境に十分配慮して営業しましょう。

●深夜営業の騒音対策例

- 施設の利用者が駐車場や周辺の道路で騒がないよう注意を促す。
- 自動車の発着音やアイドリング音、扉の開閉音に気をつけるよう促す。
- 施設利用者の見送りは店内で済ませる。
- 音が外部に漏れていないか定期的に点検する。
- 騒音防止に向けた従業員への教育や指導を日常的に行なう。